

個人情報保護・管理規程

制定 平成 26 年 6 月 1 日

改正 平成 28 年 2 月 25 日

改正 平成 28 年 7 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）が取り扱う個人情報の適切な保護のために必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報の定義等)

第 2 条 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。

2 個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重かつ適正に取り扱うものとし、協会における個人情報保護方針を明らかにするため、個人情報保護方針を定め、ホームページに公表するものとする。

(業務区分)

第 2 条の 2 協会で行き扱う個人情報は、協会本部（以下「本部」という。）で取得した個人情報は、本部で保護・管理を行い、協会支部（以下「支部」という。）で取得した個人情報は取得した支部において保護・管理を行うこととする。

第 2 章 管 理 体 制

(個人情報の管理・取扱者等)

第 3 条 本部の個人情報取扱責任者は事務局長とし、個人情報の管理・取扱者は、本部の職員のうちから業務毎に担当部長が指名することとする。

2 本部の情報セキュリティに関する管理体制は、別紙のとおりとする。

3 協会は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の管理を適切に行うよう必要な研修、教育を行うこととする。

4 支部の管理体制については、支部において別途定めるものとする。

(監査責任者)

第 4 条 本部、支部に監査責任者を 1 名置くこととする。

監査責任者は、個人情報の管理・取扱いの状況について監査の任に当たるものとする。

第3章 個人情報の取扱い等

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的を公表することとする。また、利用目的を公表しない場合は、本人に事前に利用目的を通知することとする。

2 個人情報の利用は、目的の範囲内において業務上必要な限度において行うものとする。ただし、法令の規定による場合若しくは第三者の重大な利益を保護するために必要な場合はこの限りでない。

(個人情報の管理・取扱い)

第6条 個人情報の管理・取扱者は、個人情報を適切に管理し、適正・慎重に取り扱わなければならない。

2 個人情報及び個人情報が記録されている媒体については、次のとおり取り扱うものとする。

一 紙媒体については、所定の場所に保管し、施錠等を行うこと。

二 電磁的媒体については、端末装置を含め適切に管理し、また、外部からの不正アクセスを防止するための措置を行うこと。

3 個人情報の業務外での外部への持ち出し、送信、複製等を禁止する。

(業務委託等)

第7条 協会は、保有する個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の管理を適切に行う能力のある者のうちから選定する。

2 保有する個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、契約書に委託先の個人情報に関する秘密保持等の義務、その他必要な事項を明記するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 法令等に定める場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しないこととする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第9条 保有個人データに関し、利用目的等法令に定める事項は、公表することとする。

2 本人から保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、法令により制限されている場合を除き、遅滞なく通知するものとする。

(開示)

第10条 協会は、本人から保有個人データの開示請求があった場合は、別紙様式1により請求させ、法令により開示しないことができる事項を除き本人に関する情報を遅滞なく開示するものとする。

(訂正等)

第11条 本人から保有個人データの内容が事実ではないとの申し出があった場合は、別紙様式1により請求させ、調査のうえ必要な場合は内容の訂正等を行うものとする。

2 本人からの申し出に基づき保有個人データの訂正等を行った場合、又は訂正等を行わない場合も本人に通知するものとする。

(情報セキュリティインシデントが発生した場合の手順)

第12条 ウイルス感染、不正アクセス、情報漏えい等情報セキュリティ上の問題事案（インシ

デント)が発生した場合は、別に定める「情報セキュリティインシデントが発生した場合の手順書」にしたがって対応するものとする。

第4章 利用停止等

(利用停止等)

第13条 個人情報の管理・取扱者は、個人情報に関して本人から利用停止等の請求又は取扱いに関する苦情があった場合には、別紙様式1により請求させ、誠意をもって適切に処理するものとする。

2 苦情処理の取扱責任者は、本部においては総務部長とする。支部においては支部長が指名することとする。

第5章 廃 棄

第14条 利用目的が終了し、保管期限を経過した個人情報その他個人情報取扱責任者が不要と認める個人情報については、廃棄するものとし、当該処分時において個人情報が漏えいしないよう必要な措置を講じるものとする。

第6章 雑 則

第15条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、個人情報取扱責任者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

(別紙)
様式 1

個人情報開示等請求書

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会〇〇支部長 殿

請求者

氏名
住所
電話番号

代理人

氏名
住所
電話番号

下記の事項について、保有個人データの開示等を請求者本人が確認できる書類を添付して請求します。

なお、
を代理人と定め、請求者本人の委任状及び代理人の身分証明書を添付します。

記

1. 開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去等請求内容
2. 連絡事項

(注) 本部が取り扱った個人情報では会長あて、支部が取り扱った個人情報は該当支部長あてに提出してください。